

## 関係者との調整状況について

1. 神戸川再生推進会議『中国電力の不正などの問題』について  
（第２回調整会議で意見発表）
  - ①島根県から再生推進会議あて文書回答（写）・・・ 【別紙】
  
2. 大社湾、十間川・神西湖について（第２回調整会議で陳情書を報告）
  - ・個別対応中



(写)

平成 25 年 6 月 22 日

神戸川再生推進会議  
会長 林 要一 様

島根県土木部河川課長

### 神戸川再生推進会議からの意見への回答について

平成 25 年 4 月 30 日に開催された第 2 回神戸川の潮発電所水利使用に関する調整会議の意見発表に対し、下記のとおり回答します。

#### 記

(再生会議の意見)

中国電力の不正などの問題

1. 来島ダムから神戸川に 1 滴も水を流していなかった 1 年間の平均日数
  - 1) 1 滴も水を流していなかった 1 年間の平均日数が多い→命令書 8 条違反
  - 2) 渇水時のたびかさなる農民からの下流への要請にも渇水調整が機能せず、農民より利水発電優先であった。→河川法 53 条に違反

#### 【回答】

1) について

昭和 29 年 3 月の潮発電所水利使用許可書に付された命令書第 8 条は、潮発電所の取水により農業用水に支障を来たさないための処置が規定されています。

昭和 31 年から昭和 58 年までの渇水時には、地元要請に基づき、農業用水に支障をきたさないように、県から中国電力に対して、命令書第 10 条に基づき、来島ダムからの放流命令を発出し、中国電力は必要な放流を実施しています。

このことから、この間、来島ダムから神戸川へ放流していなかった日数については、命令書 8 条に違反していないと考えます。

昭和 58 年の確認書締結以降は、中国電力は、基準点（馬木、八神）における流量が確保されるよう環境放流を開始しています。

馬木地点の流量の確保については、環境放流の運用開始以降、流量の確保状況を改善するため、逐次放流方法の見直しを行っています。

運用開始の昭和 59 年 8 月から昭和 61 年 3 月までは、毎朝午前 9 時に来島ダム操作員が、出雲土木建築事務所で観測した馬木の水位を電話により聞き取り、観測時における不足量を放流していました。

その後、馬木の水位を来島ダムで直接観測できるよう通信設備が整備され、平成 9 年 12 月からは、1 日に 4 回の頻度で観測したことにより放流の判断間隔が短くなったことや、平成 14 年 3 月からは、24 時間後の馬木地点の流量を予測して放流する方法にしたことにより、確保流量を下回った日数が、大幅に改善されています。

このことから、流量が確保できなかった日数があることについては、運用上やむを得ないものと認識しており、確認書第 1 条に違反しているとははいえないと考えます。

なお、来島ダムから神戸川に放流していなかった又は  $0.5\text{m}^3/\text{s}$  以下であった 1 年間の平均日数及び環境放流口からの平均放流量は、神戸川再生推進会議の集計と概ね同じ数値となります。

## 2) について

河川法第 53 条は、河川法逐条解説によれば水利使用の調整規定であり、「水利使用者が相互に他の水利使用を尊重し、互譲の精神で協議によって解決するべき」旨と、「水利使用の調整に関する河川管理者のあっせん又は調停」について定めたものです。

県は、渇水年であった昭和 48 年、49 年、57 年には、神戸川来島えん堤水利管理委員会を開催し、また昭和 32 年、36 年、42 年においては、地元要請に基づき、県から中国電力に対して、命令書第 10 条に基づき、来島ダムからの放流命令を発出していました。

昭和 58 年の確認書締結以降は、基準点における流量が確保されるよう環境放流が開始されました。

渇水時には、 $2\text{m}^3/\text{s}$  を上限に放流を行っていたところであり、異常渇水年であった平成 6 年には、神戸川来島ダム水利等調整委員会幹事会を 2 回開催し、水利使用の調整を図っていました。

このことから、渇水時における水利使用については、必要な調整をおこなっており、河川法第 53 条に違反していないと考えます。

## 【参考】

### 河川法 53 条

第 1 項 異常な渇水により、許可に係る水利使用が困難となり、又は困難となるおそれがある場合においては、水利使用者は、相互にその水利使用の調整について必要な協議を行うように努めなければならない。河川管理者は、当該協議が円滑に行

われるようにするため、水利使用の調整に関して必要な情報の提供に努めなければならない。

第 2 項 協議を行うに当たっては、水利使用者は、相互に他の水利使用を尊重しなければならない。

第 3 項 河川管理者は、第 1 項の協議が成立しない場合において、水利使用者から申請があつたとき、又は緊急に水利使用の調整を行わなければ公共の利益に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、水利使用の調整に関して必要なあつせん又は調停を行うことができる。

(再生会議の意見)

2. 覚書、確認書の契約放流量の不履行→命令書 8 条違反、確認書の不履行

昭和 29 年 3 月の命令書第 8 条 2、3 にかかる下流農業用水不足の場合の約束事が不履行であった。度重なる抗議も受け入れられず不誠実な結果となった。

【回答】

命令書第 8 条第 2 号、3 号にかかる下流農業用水が不足したときは、地元要請に基づき、県から中国電力に対して、命令書第 10 条に基づき、来島ダムからの放流命令を発出し、中国電力は必要な放流を実施していました。このことから、命令書第 8 条に違反していないと考えます。

(再生会議の意見)

3. 最大使用水量の不正取水→命令書違反、来島ダム操作規程第 3 条違反

潮発電所への最大使用水量  $15 \text{ m}^3/\text{s}$  を超え、最大  $19.62 \text{ m}^3/\text{s}$  を 22 年間で 1423 日累計時間 11737 時間の不正取水がある。

昭和 34 年 1 年間 1392 時間の不正取水量は、約 650 万トン。

【回答】

平成 11 年以前の許可内容としては、命令書第 2 条に「使用水量は 1 秒時間 15 立米以内とする。ただし尖頭負荷時においては調整池の利用により発電所負荷の状態に応じ下流の灌漑、漁業、その他の水利事業に支障を及ぼさない範囲で相当増加使用することができる。」とされており、使用水量が  $15 \text{ m}^3/\text{s}$  を超過したことだけをもって不正取水とは言えないと考えます。

中国電力に対し、聞き取りを行ったところ、使用水量が  $15 \text{ m}^3/\text{s}$  を超過したものについては、電力需給逼迫時に対応するため、ただし書きの運用をしたものと聞いています。

昭和 44 年 3 月以降の来島ダム操作規程第 3 条には、最大使用水量  $15 \text{ m}^3/\text{s}$  となっておりますが、この規程は、ダムの高さなどと同様に「ダム及び貯水池の諸元その他これに類するダム及び貯水池の管理上参考となる事項」として記載されています。

最大使用水量  $15 \text{ m}^3/\text{s}$  については、命令書第 2 条の規定が優先します。

(再生会議の意見)

4. 中国電力八神流量観測所の流量データに問題→流量データが信用できない  
平成 18 年水害時における流量が来島ダム洪水ゲートからの最大放流量  $478 \text{ m}^3/\text{s}$  より、直下流の八神流量観測所の流量が  $261 \text{ m}^3/\text{s}$  と少ない。

【回答】

八神地点の流量は、水位を計測し計算式から求めています。

八神流量観測所は、来島ダム環境放流量の確保を目的としているため、流量の算定に用いる計算式も低水時（水量の少ないとき）用であり、洪水時などの水位が高いときに適用したのは誤りです。

中国電力に確認したところ、八神の流量  $261 \text{ m}^3/\text{s}$  は、公表値ではなく、内部資料として保存していたもので、高水時の流量算定には使えない計算式から計算された実際と異なった値と聞いています。

(再生会議の意見)

5. 来島ダムの流入量計算、算定の問題→洪水時の流量算定根拠が問題  
流入量の計算は貯水池の断面積に高さを乗じたもので計算されるが、57 年経過して堆積や浸食により数百万  $\text{m}^3$  変化しているのに、計算式が変更されていないため、流入量データが信用できない。  
島根県は、流入量を調査すべきである。

【回答】

一般に、洪水時の流入量は、貯水池の面積に水位上昇量を乗じて算出されます。

貯水池内の堆砂は主に湖底部を中心に進行するものであり、平常時からさらに水位の上昇する洪水時における容量の変化を計算した結果、0.3% 程度であり、堆砂による流入量算出への影響は小さいと考えています。

(再生会議の意見)

6. ヘドロの堆積問題  
57 年経過した来島ダムには堆積しているはずのヘドロや土砂の数量がほか

のダムに比較して少ないのではないかと調査が必要。

**【回答】**

県管理の東部4ダムの堆砂状況について、流域面積1km<sup>2</sup>あたりの1年間の堆砂量の平均は217.6m<sup>3</sup>となります。来島ダムの堆砂量165万m<sup>3</sup>から流域面積1km<sup>2</sup>あたりの1年間の堆砂量を求めると、206.5m<sup>3</sup>となり、これは県管理の東部4ダムの平均と比較したところ、概ね同等程度であり、問題はないと考えています。

(再生会議の意見)

7. 馬木堰上流の流量データ (資料に記載なし、口頭での意見)

島根県は馬木堰上流の流量データを保有していないが、河川管理者としての責務を果たしているのか疑わしい。

**【回答】**

河川の流量の基準点は、河川管理を行ううえで、適正な位置とする必要があります。

神戸川における流量の基準点は、農業用水が取水される神戸堰の上流において、必要な流量が確保されているかを把握する必要があることから、馬木地点としたものです。

なお、県土木部が管理していた馬木地点における流量データは、馬木吊り橋の直下流におけるものです(平成25年2月28日公開済)。

ご意見にありました馬木堰上流のデータは測定していなかったため、公開できなかったものです。